

# 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【年金・健康保険福祉施設整理機構】

## ○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

## ○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10月22日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

# 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<b>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</b>	
<b>1. 不要資産の国庫返納</b>	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	該当なし。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし。
<b>2. 事務所等の見直し</b>	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○当機構の本部事務所(千葉県船橋市)については、当機構が保有する社会保険病院等の中に設置していることから、賃借料は発生していない。また、地方支所や職員宿舍等も保有していない。 ○また、平成25年10月にサテライトオフィス移転により、毎月約450万円支払っていた賃料が削減された。(現在の賃料0円)
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○法改正に伴い、当機構は、新機構に改組されることとなり、本部についても現在の千葉県ではなく東京都に設置することとなった。 そのため、平成25年10月～サテライトオフィスについては、経費節減はもとより円滑な移行準備作業も勘案し、新機構本部予定地である全国社会保険協会連合会の研修棟に移転を行った。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。  このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	該当なし。

<b>3. 取引関係の見直し</b> <b>① 随意契約の見直し等</b>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○随意契約等見直し計画(平成22年6月策定)を着実に実施し、一般競争入札による調達の徹底を図っており、随意契約については、相手方が特定されるものなど随意契約によらざるを得ないものに限定(社会保険病院等の土地の賃貸契約等)されており、契約監視委員会による点検も実施している。また、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等を行い、実質的な競争性の確保に努めており、一般競争入札等で一者応札・応募となったものは、平成22年度で0件、平成23年度で1件、平成24年度で0件となっている。</p> <p>【平成22年度】  (金額ベース(単位:円))  一般競争等231,079千円(52.2%)、競争性のない随意契約211,740千円(47.8%)  (件数ベース(単位:件))  一般競争等32件(65.3%)、競争性のない随意契約17件(34.7%)</p> <p>【平成23年度】  (金額ベース(単位:円))  一般競争等3,042,371千円(83.5%)、競争性のない随意契約601,297千円(16.5%)  (件数ベース(単位:件))  一般競争等46件(73.0%)、競争性のない随意契約17件(27.0%)  ※平成23年度の競争性のない随意契約には、東日本大震災により被災した社会保険病院等の復旧工事に係る契約が6件含まれている。</p> <p>【平成24年度】  (金額ベース(単位:円))  一般競争等1,244,345千円(72.6%)、競争性のない随意契約468,885千円(27.4%)  (件数ベース(単位:件))  一般競争等9件(36.0%)、競争性のない随意契約16件(64.0%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPIに公表した。</p>
<b>② 契約に係る情報の公開</b>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p>	<p>○当機構は国からの補助金・交付金等は受けていないが、従来より、予定価格が100万円(物件の借入れについては予定賃借料の年額又は総額が80万円)を超える契約事案については、ホームページにおいて契約の相手方、契約金額等を公表している。</p>
<p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p>	<p>○当機構には関連法人及び一定の支配関係を有する法人はないが、今後発生した場合には情報公開に努めることとしている。</p>
<p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○入札説明書等において当機構のOBの再就職の状況、当機構との取引状況について情報提供を求める旨の周知を図っており、契約締結後において当該情報が提供された場合は公開することとしている。(これまでに該当する契約は発生していない。)</p>

<b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b>	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし。
<b>④ 調達の見直し</b>	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	該当なし。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	該当なし。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	○ 従来より、随意契約等見直し計画(平成22年6月策定)に基づく一般競争入札による調達の徹底や、旅行代理店等との法人契約による旅費事務の効率化(安価な乗車券等の手配、手配業務の軽減)により経費の削減等を図っているところであり、引き続き、公共サービス改革プログラム(平成23年4月)も踏まえ、徹底した経費の削減等に努める。  【平成24年度における一般競争入札の結果】 9件の入札を行い、予定価格総額1,447百万円に対し契約総額1,244百万円となり、▲203百万円(予定価格総額に対し▲14.0%)の節減が図られた。

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	○平成24年度においては、国家公務員の給与の改正及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連し、平成24年4月から平成26年3月までの間、役職員の俸給月額・賞与等の減額を実施した。 また、国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月から退職日に応じて役職員の退職金の削減措置を講じた。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	○平成24年度の当機構のラスパイレス指数については、対国家公務員指数で117.9となっており国の給与水準を上回っている。当機構の今年度の調査対象者は全員が国からの出向職員であり、給与水準は国に準じた体系をとっていることから、各個人への支給額は国に在籍していたときと基本的には変わらない。また、機構職員の俸給、諸手当等の給与水準については、国の給与法改正を反映させているため法人独自の手当は存在せず、国家公務員との比較において適切なものであると考えているが、今後、平均給与の水準をさらに抑制するため、引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行っていく。
イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	○左記イ)の措置を講ずるとともに、法人及び厚労省のHPIに公開し、総務大臣に報告した。
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	○理事長、理事及び監事の報酬については、従来より、役員給与規程をホームページで公表することにより個別の額を公表している。今後とも、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き公表する。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	○給与水準については、監事による監査及び独立行政法人評価委員会による事後評価において、以下のような点を中心に厳格なチェックを受けているところである。 ①国の給与改正に準じた改正が行われているか ②国に準じた基準で手当等の加算が行われているか ③国と異なる諸手当はないか ④ラスパイレス指数の要因分析

② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○当機構は、平成17年10月に存続期間を5年間(平成22年度に2年延長)とする法人として設立され、小規模な組織で実情に即した効率的な業務運営に努めており、管理部門についても必要最低限の体制(5名)としている。平成23年6月の法改正により、平成26年4月に地域医療機能推進機構へ改組することとなったことから、平成24年3月に中期計画を改正し、以下のとおりさらに目標を見直したところである。</p> <p>①一般管理費の削減  中期目標期間の最終事業年度(平成24年9月末)において、対平成17年度比10%以上 → 中期目標期間の最終事業年度(平成25年度末)において、対平成17年度比18%以上</p> <p>②人員の削減  平成21年度末までに対平成17年度比4%以上 → 平成25年度末までに対平成17年度比8%以上</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じていないものはない。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○中期計画および年度計画における予算策定に当たっては、事業等の必要性について精査した上で、所要額の積算過程・考え方を明確にする等の取組を行い、徹底した透明化、合理化を図っている。(当機構は運営費交付金は受けていない。)</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○当機構においては、組織のコンプライアンスを確保するため、従来より、監事が、業務の重要な方針決定を行う役員会及び定例会議に出席するとともに、毎週1回定例日に出勤し、事業執行に係る全ての決議(決裁)の審査(監査)を行う体制を整備している。基本方針を踏まえ、引き続き当該体制を維持する。</p>
5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>該当なし。</p>

## 6. 事業の審査、評価

○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

○年金福祉施設等の譲渡に当たっては、各施設の譲渡方法について外部の有識者からなる機関を設置し、当該委員会で審議を頂くことにより、業務の公正性を確保している。

名 称: 譲渡業務諮問委員会

設 置: 平成17年10月

委 員:

安田隆二(一橋大学大学院教授)

西田在賢(静岡県立大学教授)

小林英三(日本証券金融株式会社専務取締役(元日本銀行理事))

池原富貴夫(日本信号株式会社監査役(元安田信託銀行株式会社常務取締役))

実 績: 平成17年度から平成24年度までに27回開催

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

○譲渡業務諮問委員会の議事については、ホームページで議事概要を公表している。

No.	47	所管	厚生労働省	法人名	年金・健康保険福祉施設整理機構
-----	----	----	-------	-----	-----------------

## 【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 厚生年金病院・社会保険病院の取扱い	病院の計画的整理	22年度中に実施	病院については、早期の計画的整理完了に向けて適切に事業を推進する。	1a	当機構においては、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（平成23年法律第73号）の附則や同法の附帯決議も踏まえ、厚生労働省からの譲渡指示のあった社会保険病院等の譲渡を進めている。 ・平成22年度においては、平成23年2月18日の厚生労働大臣からの譲渡指示を受け、健康保険岡谷塩嶺病院（長野県岡谷市所在）を岡谷市に譲渡し、平成23年3月31日に引渡しを完了した。（19,580千円） ・平成23年度においては、平成23年12月21日の厚生労働大臣からの譲渡指示を受け、健康保険鳴門病院（徳島県鳴門市所在）及び川崎社会保険病院（神奈川県川崎市）について譲渡手続きを進め、健康保険鳴門病院については平成24年3月28日に、川崎社会保険病院については平成24年5月30日に、それぞれ譲渡契約を締結した。（健康保険鳴門病院：1,338,000千円、川崎社会保険病院：6,000,000千円）	措置済み
	業務の効率化	22年度から実施	オフィスの縮小、コストの縮減等により、一層の業務の効率化を図る。	2a	平成25年10月にサテライトオフィス移転により、毎月4,485万円支払っていた賃料が削減された（現在の賃料0円）ほか、随意契約等見直し計画に基づく一般競争入札による調達の実施した。	引き続き、コストの縮減等により、一層の業務の効率化を行う。

## 【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02 事務所等の見直し	23年度以降実施	サテライトオフィス（東京）を廃止する。	2a	○法改正に伴い、当機構は、平成26年4月に新機構に改組されることとなり、本部についても現在の千葉県ではなく東京都に設置することとなった。 そのため、平成25年10月～サテライトオフィスについては、経費節減はもとより円滑な移行準備作業も勘案し、新機構本部予定地である全国社会保険協会連合会の研修棟に移転を行った。	新機構本部予定地は、平成25年10月に移転した東京都港区で検討中である。